

働き方改革等関連サイト等一覧

<p>「同一労働同一賃金」への対応に向けて</p>	<p>正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すための関連法が中小企業にも令和3年4月1日から施行になります。</p> <p>概要について、パートタイム・有期雇用労働法と労働者派遣法に分けて、それぞれまとめております。</p> <p>○パートタイム・有期雇用労働法</p> <p>「同一労働同一賃金」への対応に向けて 検索</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000596892.pdf</p> <p>○労働者派遣法</p> <p>同一労働同一賃金 派遣先の皆さまへ 検索</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000497032.pdf</p>
<p>働き方改革サポートオフィス鳥取</p> <p>働き方改革オンラインセミナー 実施中【詳細はお問い合わせ先へ】</p>	<p>労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p> <p>様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。</p> <p>【お問い合わせ先】 電話 : 0800-200-3295 メール : hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp 所在地 : 鳥取市富安1丁目152 SGビル4F</p> <p>http://supportoffice-tottori.info/</p>
<p>サポート事例</p>	<p>令和2年度版 支援機関等によるサポート事例集</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/r2jireishuupdf-030209.pdf</p>
<p>鳥取働き方改革関連法自主点検票</p>	<p>働き方改革の対応はお済ですか？</p> <p>チェックリストで点検を実施していただき、結果をもとに必要があれば改善に取り組んでいただくようお願いします。</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/hatarakikatawithco_20201119.pdf</p>
<p>テレワーク</p>	<p>「テレワーク総合ポータルサイト」では、テレワークに関する様々な情報をご覧いただけます。</p> <p>テレワーク導入をご検討されている企業様、テレワークに関心のある方はぜひご活用ください。</p> <p>https://telework.mhlw.go.jp/</p>

<p>ハラスメント</p>	<p>職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが中小企業事業主も義務となります。（令和4年4月1日～）</p> <p>これまで、職場におけるセクシャルハラスメント等の防止措置を講じてきた経験を活かしつつ、パワーハラスメント防止対策についても必要な措置を講じてください。</p>  <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html</p>
<p>女性活躍推進法</p>	<p>一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されます。（令和4年4月1日～）</p> <p>一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。</p> <p>また、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）制度に、よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されました。（令和2年6月1日施行）</p>  <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html</p>
<p>育児・介護休業法</p>	<p>育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。（令和3年1月1日～）</p> <p>就業規則の規定見直し等対応をお願いします。</p>  <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html</p>
<p>業務改善助成金</p>	<p>◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。</p> <p>令和3年2月1日から20円コース（新設）及び新たな30円コースの受付を開始しました。</p> <p>【お問い合わせ先】 鳥取労働局雇用環境・均等室 TEL：0857-29-1701</p>  <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html</p>

★ 働き方改革関係セミナー・説明会一覧

鳥取労働局をはじめ、鳥取県等関係機関が実施する働き方改革に関する各種セミナー・説明会を一覧表に取りまとめましたので、こちらも参考にしてください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00501.html



鳥取労働局



<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/home.html>